

# 「林野火災注意報・警報」の運用を開始しました

【 令和8年（2026年）1月1日～ 】

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、林野火災発生の対策として岳北広域行政組合火災予防条例を改正し、令和8年（2026年）1月1日から運用を開始しています。

一定の気象条件に達した場合には、「林野火災注意報」もしくは「林野火災警報」を発令し、屋外における「火の使用の制限」について規制されることとなりました。

## ● 林野火災注意報の発令基準（いずれかの条件に該当する場合）

- 1 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下のとき
  - 2 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表されたとき
- ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合、発令しないことがあります。

## ● 林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されている場合

## ● 林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

火災発生防止のため火災予防条例に基づき、林野火災注意報発令期間中、以下の制限については「努力義務」となります。

また、林野火災警報発令期間中、以下の制限については「義務」となります。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火（花火）を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- 6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

## ● 林野火災注意報・警報の発令区域について

林野、山間部を問わず、岳北消防本部管内全域において「火の使用の制限」について規制されます。

なお、危険性に応じ一部区域を指定することもあります。

## ● 制限に従わなかった場合の罰則について

林野火災注意報発令期間中の「火の使用の制限」は、罰則を伴わない努力義務ですが、一方で林野火災警報発令期間中は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

## ● 林野火災注意報・警報の発令状況の周知について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、防災行政無線、緊急放送装置等による放送のほか、岳北消防本部ホームページ等で周知を行います。